

## 自己資本の構成に関する開示事項(平成25年12月末・単体)

(平成19年金融庁・農林水産省告示第6号 附則別紙様式第1号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目</b>		
普通出資に係る会員勘定の額	4,582,404	1a+2-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	3,400,930	1a
うち、利益剰余金の額	1,181,474	2
うち、外部流出予定額(△)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	1,143,134	3
経過措置により普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,582,404	6
<b>普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	17,596
うち、のれんに係るものの額	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	17,596
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	10
繰延ヘッジ損益の額	▲ 17,159	11
適格引当金不足額	-	18,300
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	14
前払年金費用の額	-	15
自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額	-	17
少数出資金融機関等の普通出資の額	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	25
その他 Tier1 資本不足額	-	27
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	-	28
<b>普通出資等 Tier1 資本</b>		
普通出資等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,582,404	29
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目</b>		
その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	49,000	31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	899	33+35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	▲ 1	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	▲ 1	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	49,898	36
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>		
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	37,366
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9,150	
うち、適格引当金不足額の50%相当額	9,150	
Tier2 資本不足額	-	42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	9,150	43
<b>その他 Tier1 資本</b>		
その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	40,747	44
<b>Tier1 資本</b>		
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	4,623,152	45

<b>Tier2 資本に係る基礎項目</b>			
Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		46
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,382,406		47+49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	8		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	8		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	719,037		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	719,037		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,101,452		51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9,150		
うち、適格引当金不足額の50%相当額	9,150		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	9,150		57
<b>Tier2 資本</b>			
Tier2 資本の額((チ)-(リ))	(又)	2,092,302	58
<b>総自己資本</b>			
総自己資本の額((ト)+(又))	(ル)	6,715,455	59
<b>リスク・アセット</b>			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額		84,874	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係る額		17,596	
うち、その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段に係る額		67,278	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)		28,238,907	60
<b>自己資本比率</b>			
普通出資等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))		16.22%	61
Tier1 比率((ト)/(ヲ))		16.37%	62
総自己資本比率((ル)/(ヲ))		23.78%	63
<b>調整項目に係る参考事項</b>			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		553,608	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		67,460	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		-	75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>			
一般貸倒引当金の額		8	76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		59	77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等 向けエクスポージャー及びりテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		-	78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		155,071	79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		899	82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		99	83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		1,382,406	84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		153,600	85